児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和８年１月29日
こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和７年11月27日（木）から同年12月26日（金）まで御意見を募集したところ、計12件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
１	保育の流動性確保という事で、異論ありません。	賛成の御意見として承ります。
２	案に賛成です。一時預かり事業を実施する施設は増えており、実施場所として適切であると考えます。 ただし、こども誰でも通園制度に関し、国による周知が不十分です。国は自治体だけでなく、国民にも制度の趣旨や目的をさらに周知するべきです。また、まもなく制度開始となることから、直ちに通知の発出を求めます。	賛成の御意見として承ります。 ２段落目については、御意見として承ります。
３	児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する改正に賛成です。 乳児等通園支援事業は、こどもの育ちと保護者等支援という側面、一方で一時預かり事業は保護者の都合によるこどもの保育支援という側面がある。 共通するこどもの育ちを保障する観点においては、同じ施設、同様の保育士等において行われることは望ましい状況になり、これを実施出来ない制度に問題があった。 ファミサポなどもあるが人口減少が加速するなか、これで真にこどもの育ちと同時に保護者等支援を実施することが出来ることで双方が安心して利用できる。 一方で運営に関する財源の保障も必要である。	賛成の御意見として承ります。 ５段落目については、御意見として承ります。
４	乳児等通園支援事業の意義および目的に照らすと、本改正には明確に反対いたします。これまで国は、乳児等通園支援事業と一時預かり事業について、その目的や意義は異なるものであると説明してきました。にもかかわらず、一般型乳児等通園支援事業を実施する事業所において、利用者が利用定員に満たない場合に、余裕活用型の一時預かり事業を実施できるとする今回の改正は、両事業の位置付けや違いを、	御意見として承ります。

	利用者にとって一層分かりにくくするおそれがあります。このような改正を行うのであれば、当初から一時預かり事業に乳児等通園支援事業の目的を位置付け、制度として拡充したうえで給付制度とし、全国の自治体で実施される仕組みとすべきであったと考えます。以上の点を踏まえ、本改正については再考を強く求めます。	
5	一時預かり事業に割り当てるのはとても良いことだと考えます。 私は企業内で法務の仕事をしています。 会社の中で、育休中の方のお話を聞くと、本案のような、より良くなる施策が行われることは社会にとって大切だと認識しています。	賛成の御意見として承ります。
6	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引（令和 7 年 3 月こども家庭庁）」49 ページに、こども誰でも通園制度と一時預かり事業の目的・定義面の違いとして次のとおり記載されている。 一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。 今般の児童福祉法施行規則一部改正により、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所が余裕活用型の一時預かり事業を行う場合、趣旨・目的が異なる制度の対象こどもが同時に利用することになるため、保育者はそれぞれのこどもの利用する制度に応じて異なる支援を提供しなければならないのか。 同手引の同ページ後半にある記載を踏まえると、利用する制度が異なることをもって支援の内容を変えることは望ましくなく、こどもの育ちを支える視点から一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要があるとも思われるが、そうだとすれば、そもそも一時預かり事業とは別に乳児等通園支援事業が存在する必要性はあるのか。貴庁では今般の改正により、一時預かり事業と乳児等通園支援事業の棲み分けをどのように整理しているのか。	乳児等通園支援事業と一時預かり事業は、目的や趣旨が異なる制度であり、本改正により、この考え方に変更はありません。
7	一般型一時預かり事業をすでに実施している事業者が、同一の部屋で一般型乳児等通園支援事業の実施を検討している場合、それぞれの事業で必要とする子ども 1 人あたりの面積が重なってしまったとしても、利用時間帯や実施日を明確に分けることによって事業の実施や認可は可能と考えていたが、今般の児童福祉法施行規則一部改正がなされたとすると、当該事業者は以下の点のように事業内容を整理しなければならないのか。それとも、先に述べた考え方で、事業に必要な面積が重なってしまったとしても、一般型一時預かり事業と一般型乳児等通園支援事業を同室で実施してもよいのか。 ・これまで一般型一時預かり事業を行っていた部屋は、一般型乳児等通園支援事業として認可を受ける。 ・一般型一時預かり事業として都道府県に届出していた内容を変更し、一般型乳児等通園支援事業における余裕活用型の一時預かり事業としての変更届出を行う。	現に一般型一時預かり事業を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行おうとする場合、必ずしも、当該一般型一時預かり事業を余裕活用型一時預かり事業に変更することは必要ではなく、引き続き、利用時間帯や実施日を明確に分けること等により当該一般型一時預かり事業と一般型乳児等通園支援事業を同一の部屋で実施することも可能です。

８	一般型乳児等通園支援事業を行う事業所が余裕活用型の一時預かり事業を行う場合、乳児等通園支援事業を利用している０～２歳のこどもと、３～５歳児の一時預かりを利用するこどもを同室で保育するという状況が発生すると思われるが、安全確保の観点から望ましいとは言えないのではないか。貴庁では安全確保の点についてどのように整理しているのか。	乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用した一時預かり事業の実施に当たっては、０歳６か月から満３歳未満のこどものみに対象を限定することとしております。
９	「令和７年度こども誰でも通園制度に関する Q&A【第 12 版】」の No.105 において、一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできないとしている一方、今般の改正により、一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用し、余裕活用型一時預かり事業を実施することは可能とすることに合理的な理由があるのか。どちらの場合であっても実質的に行われる支援の内容は変わらないのではないか。 （一時預かり事業が「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」第 25 条の対象でないことは把握している。今回の児童福祉法施行規則一部改正を行うのであれば、設備運営基準についても、一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施できるよう、あわせて改正を行えばよいのではないか。） No.105 の場合であれば、余裕活用型乳児等通園支援事業の認可申請の際に、建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等や、乳児等通園支援事業を行う者の履歴等を徴収して設備運営基準に適合するか適切に確認できれば問題ないのではないか。	利用定員の空きを活用した事業の実施が認められている施設・事業所については、自治体による認可・認定を受けたものに限定されていることを踏まえ、今般の改正に際しても、一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用した一時預かり事業の実施を可能とすることとしたものです。
10	余裕活用型の一時預かり事業と乳児等通園支援事業では、補助金や給付費の単価積算上、実際に利用した乳児の人数に応じて補助金等が算出されるため、一般型一時預かり事業のように年間延べ利用児童数に応じた基準額が設定されているわけではない。 これを踏まえると、事業者が余裕活用型の一時預かり事業と乳児等通園支援事業を実施したとしても、利用する子どもの人数が少なかった場合、安定的に事業を行えるだけの補助金や給付費が賄われないにも関わらず、当該事業を実施するための職員は確保しておかなければならないということになる。 今般の改正により、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所で余裕活用型の一時預かり事業を行うことができるとしても、両事業で安定的な補助金や給付が得られる保証がなく、事業者がこれを選択するメリットがないため、乳児等通園支援事業の円滑な実施に寄与できるとは思えない。 むしろ、一般型一時預かり事業の余裕を活用して余裕活用型の乳児等通園支援事業を実施できるようにした方が、事業者が安定的に運営するための補助金等を確保できる見込みがあり、全国での乳児等通園支援事業の円滑な実施に寄与できると考える。	１～４段落目については、御意見として承ります。 ５段落目については、一般型乳児等通園支援事業の利用定員の空きを活用した一時預かり事業の実施が可能となることにより、これらの事業が行いやすくなる等の効果が見込まれるものと考えています。

	貴庁において、今般の改正はどういった点で乳児等通園支援事業の円滑な実施に寄与できるのか見解を示してほしい。	
11	今般の改正により、一般型乳児等通園支援事業所において余裕活用型の一時預かり事業を行うことが可能になるとのことであるが、これにより、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を同一事業所内の同一環境で一体的に実施されることになる。 「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」によれば、上記の場合、利用する制度が切り替わることにより支援の内容が大きく変わること等は望ましいことではないとあるので、市町村及び実施事業所は今後の認可や事業開始手続においては、このことを念頭に置いて準備しなければならないことになる。また、令和８年度当初から全国すべての自治体で事業を実施する必要があることから、各市町村・事業所は限られた時間で各事項の整理をしなければならない。 特に、両制度の利用者負担額や減免の取扱いについては、保護者の関心も強いと想定されることから、利用する制度の違いで不公平感が生じないよう、早急な整理を行わなければならないところ、現時点で判明している情報が限られており、各市町村・事業所が対応に苦慮している。 先般、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第 3 回）において、こども誰でも通園制度の公定価格の概要が示されたところであるが、その詳細な取扱いについて不明な点が多く、一時預かり事業との兼ね合いをどのように整理する必要があるのか、貴庁においても以下の点について早急に見解を示していただく必要があるのではないか。 【利用者負担額の設定について】 「自治体向けＦＡＱ【第 19.１版】（令和３年 10 月１日）」No.256・257 において、一時預かりの利用者負担額については、市町村で利用料の上限を設定することが可能であるほか、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市町村において適切に判断することが可能な取扱いとなっている。 一方、こども誰でも通園制度における利用者負担額は、公定価格制度であるにもかかわらず、市町村が条例等で定める等の規定はなく、基本分単価としてこども一人 1 時間当たり給付される金額とは別に、１時間あたり 300 円を標準として事業所の裁量で設定することが可能（※）とされており、一時預かり事業のように市町村の判断の余地がないものとされている。 ※例えば、事業者が利用料を 1 時間当たり 500 円と設定した場合、0 歳児のこどもが 1 時間利用したとき、基本分単価の 1,700 円+500 円=2,200 円を事業者の収入とすることができる。 今般の改正で、こども誰でも通園制度と一時預かり事業を同一事業所内の同一環境で一体的に実施するにあたり、利用者負担額の取扱いを貴庁でどのように整理するのか。	御意見として承ります。

	【こども誰でも通園制度における生活困窮家庭等負担軽減加算】 「一時預かり事業実施要綱」の 5 に規定されている「利用者負担軽減」と同様の措置が、こども誰でも通園制度においても加算制度として設けられているものと認識している。 この加算対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、一時預かり事業における利用者負担軽減と同様、事業を実施する市町村が定めるのか、それとも、公定価格制度として全国統一の運用が図られるのか。統一の運用を図るとして、その根拠規定をどこに求めるのか。 両制度を一体的に実施するためには市町村において早急な整理が必要な事項と思われるが、貴庁はどのように整理をしているのか。 【生活保護世帯に係る利用者負担額】 こども誰でも通園制度における生活困窮家庭等負担軽減加算の中で、生活保護世帯の加算上限は 300 円とされている。 特定教育・保育施設等では、副食費徴収免除対象者への食事の提供に要する費用の徴収が認められていないが、特定乳児等通園支援事業ではそのような支払いに対する例外的な取扱いが規定されているわけではない。 これらのことから、こども誰でも通園制度においては事業者が利用者負担額を 500 円と設定した場合、生活保護世帯は加算制度により 300 円の負担軽減は受けられるものの、200 円は実費負担をしなければならないことになる。 一時預かりにおいては、利用者負担額の設定において市町村が上限を設定することができるため、生活保護世帯の実費負担を求めないような取扱いを図ることも可能と思われるが、誰でも通園制度では、利用者負担の軽減が事業者の運用次第となってしまう恐れがある。 こちらについても、両制度を一体的に実施するためには市町村において早急な整理が必要な事項と思われるが、貴庁はどのように整理をしているのか。 【その他、こども誰でも通園制度における各単価・加算の詳細な取扱いについて】 その他、こども誰でも通園制度における各単価・加算制度の詳細については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」と同様の基準や通知が今後示されるのかとは思うが、一時預かり事業と一体的に誰でも通園制度を行う準備を市町村や事業所が行うにあたって、金額等の整理を早急に行う必要がある。 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」と同様、年度末頃に通知等が示されるとしたら、とてもではないが令和 8 年度当初の事業実施には間に合わないと考えるが、貴庁は今後の詳細をどのように予定しているのか。 【こども誰でも通園制度における優先利用の取扱いについて】	

	こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第 3 回）において、優先利用の取扱いに関し、優先予約とは、事業所所在市町村とそうでない市町村に居住するこどもの違いにより、予約を開始する時間や開始する日程が異なり、そこで差を設けるというような設定を国が想定しているという発言がうかがえたが、これに対する貴庁からの明確な見解は検討会上で示されていなかった。 こども誰でも通園制度と一時預かり事業を今般の改正で一体的に実施するうえで、この優先利用の考え方を早急に示していただかないと、市町村の準備に影響が出ると思われるが、貴庁はどのような運用を考えているのか。 【事業所での運営規程の整備について】 「令和７年度　こども誰でも通園制度に関する Ｑ＆Ａ 【第 12 版】」の No.51 において、運営規程の作成例やひな型のようなものは示す予定はないとの貴庁の見解があるが、こども誰でも通園制度の設備運営基準で度重なる改正がなされたほか、今般の改正が突然行われたり、その他の基準や通知等がなかなか示されなかったりする状況である。 市町村や事業所の認可・確認手続きを今後円滑に実施するためにも、貴庁において作成例やひな型を示すべきなのではないか。	

その他１件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。